

関係者各位

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

有料老人ホーム設置届等の取扱いについて（お知らせ）

日頃は、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標題の件につきまして、関係者の皆様にお知らせします。

令和 2 年 4 月に国より新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言が出されたことを受け、本市においては令和 2 年 4 月 21 日付「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る有料老人ホーム設置届等の取扱いについて」にて、設置届の事前協議等の対応方法を原則として「面談」から「郵送」「メール」「電話」に切り替えさせていただいておりました。

今年の 5 月 8 日以降は新型コロナウイルスが 5 類に移行となりました。このことを受け、今後の取扱いについては次のとおりとさせていただきます。

1 設置届

原則として来庁相談とします。ただし、図面確認や書類確認等につきましては、メール等でのやり取り（確認）も可とします。来庁相談時には必ず事前にご連絡いただきアポを取ってください。いずれにしましても、計画段階で必ずお電話等でご連絡ください。

また、令和 5 年 9 月 25 日付「有料老人ホーム設置届事前協議について（お知らせ）」もあわせてご確認ください。

2 変更届

「有料老人ホームの主な届出事項と添付書類」を確認してください。変更する内容により対応が異なります。備考欄に「計画段階で必ず電話等にてご連絡ください」とある場合は、必ず事前に連絡してください。必要な手続きを案内させていただきます。それ以外については、事前相談は不要です。

特に料金変更の場合は、以下の通知をご確認ください。

- ・ 有料老人ホームにおける利用料金の変更について（お知らせ）【R4. 12. 7】
- ・ 有料老人ホームにおける利用料金変更時の注意点について（お知らせ）【R5. 4. 27】

3 廃止（休止）届

計画段階で必ずお電話ください。具体的なお話を伺ってからその後の対応方法についてお伝えいたします。

名古屋市介護保険課施設指定係

電 話 0 5 2 - 9 7 2 - 2 5 3 9

F A X 0 5 2 - 9 7 2 - 4 1 4 7

メール [a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)